

## 18世紀のフランス=レヴァント貿易と国際金融(上) : ルー商会文書の為替手形

深沢, 克己

<https://doi.org/10.15017/1936935>

---

出版情報 : 史淵. 132, pp.1-21, 1995-03-20. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 18世紀のフランス=レヴァント 貿易と国際金融（上）

—— ルー商会文書の為替手形 ——

深 沢 克 己

## 序

商取引の決済方法とそのメカニズムは、国際商業史を研究する上できわめて重要な、避けて通ることのできない問題である。商品を輸送して販売しても、適切で有利な決済方法が見出されなければ、投下資本を回収し利潤を実現することはできない。貿易商人にとって重大な関心事は、商品をどれだけ輸出できるかと同程度に、その売上金をいかにして手元に回収するかという点にあり、また輸入商品の売れ行きと同程度に、それを生産地の市場で購入するための支払手段の如何にあった。輸出と輸入との間に望ましい均衡が得られない場合には、他の手段でそれを補うことが必要不可欠だからである。

中世以来の伝統と技術的發展に基づいて、近世ヨーロッパ商業では主として三種類の決済方法が用いられた。すなわち商品による現物決済、貴金属貨幣による現金決済、および為替手形を用いる決済である。その他の支払手段、たとえば銀行券や口座間振替は、一般に貿易決済の直接の手段ではない。当時の銀行券の流通範囲は国内市場であり、しかも実際には発券銀行のある首都周辺に限られる場合が多かった。フランスでルイ14世の治世末期に発行された紙券や、1776年に創設された「割引金庫」の銀行券がその例である。そして特にフランスでは、ジョン・ローの「システム」が失敗して以来、銀行券に対する不信感は根強く、商人はそれを一種の「不良手形」と見做す傾向があった。またイタリアとオランダで先駆的に発達した公立振替銀行は、原則として同じ都市内部

の顧客に関わる「局地銀行」であり、貿易決済上の機能は一般に商業手形の流通を前提とする。フランスには公立銀行がなかったので、マルセイユその他の諸都市では「為替仲立人」(courtiers de change)の団体がその役割を演じたが、その主要な業務は商業手形の売買や支払いを口座間振替によって効率化することにあった。

そこで国際商取引の決済について述べれば、まず現物決済は、商品の代金を別の商品で決済する一種の「物々交換」であり、オスマン帝国、アメリカ植民地、西アフリカ沿岸などの非ヨーロッパ諸地域での交易に広く用いられた。たとえばオスマン帝国の商都アレppoでは、17世紀以来イギリス・レヴァント会社が、自国製毛織物とペルシア産生糸との物々交換によって貿易を組織し、18世紀にはフランス商人が、ラングドック製毛織物とレヴァント製綿布の交換を基礎に貿易の主導権を確立する。同様にギニア湾沿岸で取引される黒人奴隷の代価は、常にインド製更紗や青色綿布を主体とする商品で支払われ、西インド諸島に輸出される奴隷と生活必需品の代金は、砂糖やコーヒーなどの植民地物産で支払われた。この現物決済による貿易が持続する条件は、輸出品の販路と輸入品の需要との間に一定の均衡が成立することである。

両者の間に著しい不均衡が生じる場合には、貿易は「現金」決済を基礎に組織される。これは伝統的に地中海貿易とインド洋貿易の分野で支配的な方法であり、地中海貿易の一部分は16世紀以後に現物決済の方法に転換したが、クレタ島のオリーブ油やエーゲ海の穀物の代金は、18世紀にも通常は貨幣で決済されている。同様にマルセイユに本拠を置くフランス王立アフリカ会社は、もっぱら現金を用いて、アルジェリアの小麦や珊瑚を輸入する。ただし現金と言っても、当時のヨーロッパで自国通貨の輸出を公認していたのはヴェネツィアとオランダのみであり、前者のゼッキノ金貨と後者のリクスダラー銀貨は地中海沿岸に広く流通したが、イギリスとフランスを筆頭とする大多数の諸国家は自国通貨の輸出を禁止していた。その場合に支払手段として用いられるのは外国通貨であり、それは通常スペインのピアストル銀貨であった。しかしこの「国際通貨」は貿易商人にとって貨幣というよりはむしろ商品であり、一般の

商品と同様に現地市場での需要と供給の法則に従う。それゆえ実際には、現物決済と現金決済との区別は相対的なものに過ぎない。

以上二つの決済方法は、国際商業のネットワークが緊密化し、商取引関係が多様で複雑な性格を帯びるにしたがって、第三の決済手段、すなわち為替手形に場所をゆずるようになる。それゆえヨーロッパ内部の貿易決済においては、早くから為替手形の使用が一般化していた。18世紀フランス商業に関わる典型的な事例は、フランス産葡萄酒やアメリカ植民地物産のバルト海方面への輸出または再輸出貿易であり、ボルドーを筆頭とする大西洋沿岸諸港から輸出されるこれらの商品の代金は、常にアムステルダム、ハンブルクまたはパリを支払地とする為替手形で決済された。しかし非ヨーロッパ地域でも、現地に居留するヨーロッパ商人が商取引を代行する場合には、為替手形の利用は一般に増加する傾向にある。たとえばフランス領西インド植民地に居住する商人と官僚は、時に砂糖やコーヒーの販売代金を本国払いの為替手形で請求した。もっと重要な例として、18世紀末にイギリス東インド会社の現地代理人は、私貿易や密貿易でたくわえた資本を本国に送還し、帰国後の豪華な生活を準備するために、諸外国の東インド会社または貿易商人の振り出す為替手形を買取っていた<sup>2)</sup>。

しかしおそらく為替手形が最も継続的に用いられ、国際商取引の運営に必要な不可欠な歯車装置になっていたのは、ヨーロッパと地理的に近接し、商人居留地の長い伝統をもつレヴァント貿易の場合である。ここでの為替手形の使用は、オスマン帝国に複数の商取引拠点と多数の貿易相手国が存在し、それぞれの市場と相手国について取引内容と貿易収支の状態が大幅に異なっていた事情と関連をもち、支払手段であると同時に送金と信用の手段でもある為替手形の機能がよく表現されている。それゆえこの方面からレヴァント貿易を考察するならば、商品の輸出入のみを考慮して二国間の貿易収支を論じる場合とは異なって、国際商取引の内在的で多面的な構造を研究することが可能になるだろう。本稿の課題は、まさしくこの観点から、マルセイユの商人文書を史料に用いて、18世紀後半のオスマン帝国とヨーロッパを結ぶ資金流通と国際金融のメカニズムを解明することにある。

## I. 史料と研究対象

マルセイユ商工会議所古文書館の「ルー商会文書」<sup>3)</sup>は、18世紀国際商業史の研究にとって第一級の史料であるが、そこには同商会のポートフォリオに残された1万部を越える為替手形が保存されている。わたくしはこの中から1771-1789年分の数千枚の手形を参照し、振出地または支払地がレヴァント・バルバリア地域にある合計422枚の手形を抽出した<sup>4)</sup>。次にそれらの内容を日付、金額、地名、人名などの項目に分類してカード化し、それに基づいてデータベースを作成して、コンピュータによる数量的処理を試みた。このデータ解析の結果が、本稿の主要な内容を構成する。

研究対象時期を1771-1789年の19年間に限定した理由は次のとおりである。多くの史料が証言するように、18世紀後半はレヴァント=ヨーロッパ間の手形流通量が飛躍的に増大した時代である。とりわけアメリカ独立戦争後の数年間は、ルー商会を筆頭とする有力なマルセイユ商人が、東地中海における商業戦略の転換、すなわち商品貿易から貨幣貿易への転換を実行した決定的な時期であると考えられる。この貨幣貿易の実態については、ルー商会文書を用いたフェレオル・ルビュファとマルセル・クルデュリエの共著がほぼ完璧に解明した<sup>5)</sup>。彼らの研究結果が示すように、世紀末における為替手形の流通はこの貨幣貿易と密接不可分の関係にあり、本稿の関心もまたその点に置かれている。ただし対象時期の始めを1771年に設定したのは、これに先立つ1768-1770年分の為替手形が現状では欠落しており、史料上の連続性が中断されるからである。また終点を革命勃発の年に置いたのは、政治的混乱やアシニア紙幣や対外戦争の影響が表れる以前の時期にとりあえず限定するためである。

この時代に為替手形の流通が重要になった事実はよく知られており、それを裏づける史料が存在するにもかかわらず、この問題に正面から取り組んだ研究は少ない。ルビュファとクルデュリエの著書は、スペイン・ピアストル銀貨とオーストリア・ターレル銀貨の輸送と売買を研究対象にしており、これと表裏一体の関係にある為替手形については、簡潔に言及するにとどめている。その

後クルデュリエは、同じルー商会文書を用いて、18世紀の手形流通を概観する論文を公表し、部分的にレヴァント関連手形の流通回路を素描した<sup>6)</sup>。おそらく唯一の本格的な研究は、トルコ人の歴史家エドヘム・エルデムの学位論文『18世紀イスタンブルのフランス商業』<sup>7)</sup>である。ここでエルデムはルー商会文書に加えて、フランス外務省古文書館の所蔵するイスタンブル駐在フランス大使館事務局文書を参照し、オスマン帝国の首都に関係をもつ合計196枚の為替手形を分析した。彼の研究は洗練された数量的方法と、現地社会の深い認識とに基礎を置くすぐれた作品であり、多くの点で決定的な知識をもたらした。しかしイスタンブルがレヴァント屈指の、おそらく最大の貨幣市場であるとしても、オスマン帝国における資金流通のすべてがそこを経由するわけではない。本稿がレヴァント全域の市場を考察対象に含めるのは、以上の研究史を考慮して、メカニズムの全体像を視野に収めようとするからである。

しかし言うまでもなく、研究の射程は用いる史料の性質によって制約される。ルー商会文書がどれほど貴重な史料体であるとしても、それが証言するのは一都市マルセイユの商業活動であり、しかも厳密にはその一部分に過ぎない。それゆえこの史料に依拠する事例研究から、ただちにオスマン帝国＝ヨーロッパ間の資金移動の全体を把握することはできない。ただし以下に述べる理由から、ルー商会の事例研究は一定の普遍的な意味をもつと考えられる。まず第一に、その特殊な自由港制度によって、マルセイユはフランス＝レヴァント貿易を事実上独占しており、オスマン帝国に居留するフランス商人はすべてマルセイユ商人の現地代理商であった。第二に、ルー一族は18世紀マルセイユを代表する貿易商人であり、その事業規模は非常に大きく、彼らの営業方針はマルセイユ実業界全体の動向にかなりの影響を及ぼしたと推定される。そして第三に、ルー商会の取引先は地中海沿岸とヨーロッパのほぼ全域に分布しており、本稿の研究対象であるレヴァント関連手形の取引のために、彼らの国際商業ネットワークの重要な一部分が動員され、事業に参加している。つまりそれはマルセイユ商人の単独企業ではなく、ヨーロッパ各地で活動する商人＝金融業者の巨大な共同事業の性格を帯びている。

そればかりではない。為替手形を社会経済的に分析する場合に根本的に重要な区別は、「振出手形」(traite)または支払手形と、「引渡手形」(remise)または受取手形との概念的区別である。前者は支払いのために振出された手形を意味し、振出人と支払人の立場から見た定義である。これに対して、後者は受取のために引渡された手形を意味し、買取人と受取人の側から見た概念である。一般に振出側と引渡側との双方は、それぞれの内部で密接な取引関係にあるが、両者間の出会いは原則として為替市場での偶然の産物である。したがってそれらは、相互に独立した二つの取引関係または商業回路を表現する<sup>8)</sup>。この区別を念頭においてレヴェント関連手形を分析すれば、ルー商会の強力な取引網の背後に、遠くおぼろげな輪郭を伴って、もうひとつの商業ネットワークが姿を現わすことになる。これら二組のプロソポグラフィの共存によって、研究の行程は真に国際的な規模に到達するのである。

## II. 為替手形流通の空間的構造

図表1は、収集したデータの総数と金額とを、三つの時期に区分して示している。この表の作成について説明すべきことは以下の二点である。第一に、為替手形の金額は支払地の

の貨幣で表示されるのが原則であり、支払地が分散していれば、使用される貨幣単位もさまざまである。したがって合計金額を計算するためには、それらを単一の貨幣に換算する必要がある。当然ここではフランスのリーヴル・トゥルノワに換算

図表1：為替手形の総数・合計金額・平均値  
(単位=リーヴル・トゥルノワ)

期 間	枚 数	合 計	平 均 値
1771-1777 :	60	223, 310	3, 722
1778-1783 :	101	430, 124	4, 259
1784-1789 :	261	1, 293, 564	4, 956
-----			
1771-1789 :	422	1, 946, 998	4, 614
適用為替レート :			
florin (オランダ)		=2 L.	
piastre (リヴォルノ)		=5 L.	
izelotte (トルコ)		=2 L. 10 s.	
sequin zermahboub (テュニス)		=7 L.	
ducat (ナポリ)		=4 L. 10 s.	
florin (オーストリア)		=2 L. 13 s.	
L. sterling (イギリス)		=23 L.	
(L.=Livre, s.=sol)			

したが、そのために複数の同時代史料を参照し<sup>9)</sup>、当時の相場になるべく近い平均為替レートを適用した。それを表の右側に表示している。第二に、このような時期区分を採用した根拠は、アメリカ独立戦争の前・中・後を区別するためである。18世紀の英仏海上戦争が、国際貿易に深刻な影響を及ぼした事実はよく知られている。フランスの対英宣戦布告は1778年5月、ヴェルサイユ条約締結は1783年9月である。

表の解釈については、さしあたり次の二点に注目しておこう。第一に、19年間全体の合計金額は約195万リーヴルであるから、年平均は約10万リーヴルになるが、これはおそらく実際よりもかなり少ないと推定される。その根拠のひとつとして、レヴァント関連手形に限定せず、1789年分の為替手形全部の合計金額は約136万リーヴルに達するが、これはルー商会よりも小規模な貿易商人の年間手形取扱額に比べてもずっと少ない<sup>10)</sup>。それゆえルー商会のポートフォリオの残存状態は明らかに不完全であり、レヴァント関連手形の取扱量もまた、実際には多分この倍以上だったと考えられる。第二に、時間的推移を観察すると、18世紀後半の間に手形総数とその合計金額は増加傾向を示し、特にアメリカ独立戦争後に著しい。これは前述した史料の残存状態にも関係があるかも知れないが、しかしポートフォリオ内部におけるレヴァント関連手形の比重もまた増大しており、

世紀末における新しい  
投機の発展を証言して  
いる。手形一枚当りの  
平均金額の増加も、こ  
の方向に解釈すること  
ができる。

次に図表2は、為替  
手形を振出地別に分類  
し、その枚数と金額を  
表示している。ここか

図表2：振出地別手形数と合計金額

振出地	枚数	合計金額
イズミル	294	1,320,234
イスタンブル	87	452,979
ブルサ	9	34,759
テュニス	8	16,849
コディエス	6	43,648
マルセイユ	5	24,240
カルカソンヌ	5	28,175
テサロニキ	2	10,300
その他レヴァント	5	12,713
パリ	1	3,100
合 計	422	1,946,988



ら読み取れる主要な特徴は、圧倒的多数の振出地がレヴァント側にあり(96%)、しかもイズミルとイスタンブルの二都市に集中されている事実である。手形数・金額ともに、これら二都市で全体の90%を占め、特にイズミルの手形は、アメリカ独立戦争後に飛躍的に増加する。これに対して、フランスで振出された手形はごく少ない。確かに、ここには史料上の一種の制約が存在する。残存する文書には、ルー商会自身が振出した手形の写しは含まれていないからである。しかしこれから観察する全体の資金の流れを考慮すれば、その数量は多くなかったと推定される。なおコディエス(Caudiès-de-Fenouillèdes)は、ペルピニャンの西方約50キロメートルに位置する村落である。

続いて図表3は、支払人所在地別の手形数と金額を示しているが、これは幾つかの点で前表とは対照的な特徴を示す。まず第一に、支払人の圧倒的多数はヨーロッパに居住し

図表3：支払人所在地別手形数と合計金額

支払人所在地	枚数	合計金額
マルセイユ	194	1,004,898
アムステルダム	77	316,903
リヴォルノ	56	207,170
ロッテルダム	27	83,386
トリエステ	20	71,943
イスタンブル	13	76,413
ウィーン	9	59,204
ジェノヴァ	7	26,530
その他ヨーロッパ	15	77,801
イズミル・エディルネ	4	22,750
合計	422	1,946,998

て分散的性格が目立っている。ただしここで注意すべき問題は、支払人所在地と実際の支払場所との関係である。原則としてこの両者は一致するが、手形の文面に異なる支払地が指定されている場合もある。この表について見れば、支払人所在地がロッテルダムにある手形は、すべてアムステルダムを支払場所に指定し、同様にジェノヴァ宛手形はリヴォルノを、トリエステ宛手形はウィーンを、それぞれ支払地に指定している。その結果、手形決済市場としてのこれら三都市の比重は、よ

り一層高まることになる。図表2・3を総括すれば、為替手形の大部分は東方から西方に向けて振出され、振出地はイズミルとイスタンブルに集中し、主要な支払地はマルセイユ、アムステルダム、リヴォルノ、ウィーンの四都市に分散している。なお時間的変化を考慮に入れると、リヴォルノ市場は早くもアメリカ独立戦争中から重要になるが、アムステルダムの役割が飛躍的に増大するのは戦争後であり、同様にトリエステ・ウィーン宛手形が登場するのは1787年以降の現象である。

支払手形の振出経路は以上のとおりである。次に受取手形の引渡経路について考察しよう。図表4は、受取人の所在地別<sup>11)</sup>に手形数を集計し、さらにこれ

を裏書のある場合とない場合とに分類して表示している。この理由については、若干の説明が必要であろう。まず第一に、17世紀に裏書制度が確立して以後は<sup>12)</sup>、手形に記載された受取人が実際に支払いを受けるとは限らず、

図表4：受取人所在地別手形数

所在地	手形総数	裏書有	裏書無
マルセイユ	247	73	174
イスタンブル	85	84	1
イズミル	51	51	0
アムステルダム	25	0	25
テュニス	7	7	0
リヴォルノ	1	1	0
その他	3	2	1
不明	3	0	3
-----			
合計	422	218	204

裏書によって譲受人を指定する場合が多い。それゆえ形式上の受取人と、実際の受取人すなわち最終譲受人とを区別する必要がある。第二に、受取人または譲受人として最終的に支払いを請求する人物は、原則として手形支払地またはその近接地に居住している。中世のシャンパーニュ大都市の時代とは異なり、18世紀の商人は、取引や決済のために遠方の年市開催都市にまで移動することはない。すべての決済は代理商と取引先のネットワークを通じて行なわれる。そこで表のデータを参照すると、受取人所在地の大多数はマルセイユであり(59%)、その3割程度が裏書されて譲受人宛に転送されている。これに次いで多いのはイスタンブルとイズミルであるが(32%)、そのほとんど全部が裏書

されており、レヴァント在住の受取人が手形流通の仲立人に過ぎないことを証言している。とりわけイスタンブルが、この中継市場の役割において目立っている。これに対して、第三番目に多いのはアムステルダム(6%)であるが、この場合には裏書は皆無であり、受取人所在地と支払場所との一致を示している。

そこで次に図表5を用いて、手形に記載された裏書件数を検討しよう。ただしこの問題に関しては、再び史料上の制約を考慮しなければならない。保存された手形によって裏書

図表5：記載された裏書件数

期間 \ 件数	0	1	2	3	4	5
1771-1777：	43	11	4	2	0	0
1778-1783：	27	30	25	15	2	2
1784-1789：	134	80	42	5	0	0
-----						
1771-1789：	204	121	71	22	2	2
	件数平均値					
1771-1777：	0.42					
1778-1783：	1.42					
1784-1789：	0.69					
-----						
1771-1789：	0.82					

の過程を最後まで追跡

できるのは、ルー商会が支払人である場合に限られる。この場合には、流通した手形は最終的にルー商会に呈示され、そのポートフォリオに収まるからである。しかしその他の場合には、同商会が裏書をした時点で情報は中断される。裏書された手形の一葉は記録のために保存され、他の一葉は譲受人宛に送付されるが、この譲受人がさらに裏書をしたか否かは、同商会の書類の上に痕跡を残さないからである。ところで後に見るように、収集されたデータの中でルー商会が支払人である事例はわずかなので、大部分の情報は不完全だということになる。したがってここに示された数字は一種の中間報告に過ぎないが、それでも若干の特徴的な傾向を表している。すなわち平均裏書件数は1件弱であるが、アメリカ独立戦争中にはかなり増加しており(平均1.42件)、3件以上の裏書が頻出する。これは戦争の影響で、通常の手形流通経路にやや異変が生じたためと考えられる。逆に言えば、平時時には一定の流通経路が存在したことを暗示している。また戦争の前後を比べると、裏書件数は後の時期に増加傾向を示し、流通空間の拡大を間接的に表現している。

以上の点を考慮するならば、図表6の表示するデータは、不完全であると同程度に興味深い情報を含んでいる。表の左側の数字は、裏書手形の最後に記載された譲受人の所在地別<sup>13)</sup>に枚数を集計したものであり、右側の数字は、これに無裏書手形の受取人所在地別手形数を加算した結果である。つまりこの表は、ルー商会文書で確認できる範囲で、手形が最後に誰の手に渡ったかを示している。ただし上述の理由から、彼らが最終譲受人であるとは限らないので、その所在地は図表3で検討した支払

図表6：確認された最後の譲受人と所持人（無裏書手形の受取人+裏書手形の譲受人）所在地別手形数

所在地	枚数	
	最後の譲受人	所持人
マルセイユ	83	257
リヨン	34	34
アムステルダム	29	54
リヴォルノ	24	24
ミラノ	17	17
ジェノヴァ	13	13
イスタンブル	11	12
その他	7	8
不明	0	3
合 計	218	422

地の分布とは一致しない。そしてまさしくこの不一致から、手形流通の若干の中継地点が浮上する。すなわち振出経路にはまったく現われないリヨンとミラノがそれであり、これら二都市の為替市場または金融市場としての役割を暗示している。なおこの表によれば、マルセイユを支払地とする手形数よりも、最後に同地に留まった手形数のほうがずっと多いことになるが、その原因はおそらく、ルー商会の写しに裏書の記入漏れがあったためと考えられる。

最後に検討すべき人物は買取人 (donneur)<sup>14)</sup>である。この人物は受取人を指定し、振出人に手形を発行させ、それを買取って受取人に送付する重要な存在である。ただし買取人は自らを受取人に指定することも多く、その場合には独立の人物として手形文面に現われない。したがって買取人の合計数は、手形総数には一致しない。また手形の買取は、裏書の時点で行なわれる場合もある。振出時でも裏書時でも買取人の機能は同じであり、買取った手形を第三者に送るのが目的である。以上の知識をもとに図表7を参照すると、買取人の所在地

はイズミルとイスタンブルに集中し、振出地の集中傾向をそのまま反映していることが確認される。図表4以下を要約すれば、振出地イズミルとイスタンブルで買取られた手形の

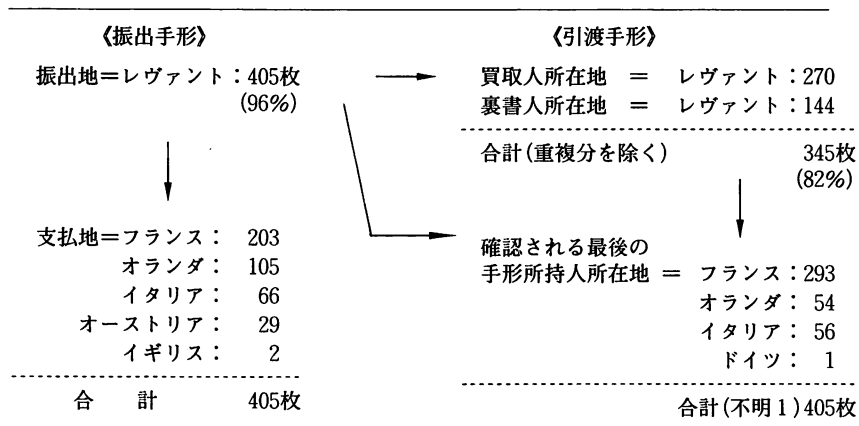
図表7：買取人所在地別手形数

所在地	枚数		
	振出時	裏書時	合計
イズミル	170	24	194
イスタンブル	45	31	76
マルセイユ	0	3	3
リヴォルノ	2	0	2
不明	6	0	6
合計	223	58	281

大部分は直接に、残りの部分は裏書された後にヨーロッパに発送されるが、アムステルダムに直送される場合を除けば、大多数の手形はマルセイユに送られる。後者の一部はマルセイユに留まり、他の一部は裏書されて転送されるが、転送先は手形の支払地である場合と、中継市場としてのリヨンまたはミラノである場合とがある。

以上の分析を総括し、国別・地域別の図式に整理したのが図表8である。図の左側が振出手形、すなわち支払指示の伝達経路であり、右側が引渡手形すなわち請求権の移動経路である。なお図の右上で、レヴァント在住の買取人と裏

図表8：以上の分析の総括。レヴァント関連手形の流通経路



書人とを同列に扱った理由を説明しておこう。例えばルー商会の現地代理商が、イスタンブルの為替市場で同商会を受取人とする手形を組ませて買取る場合（買取人）と、とりえず自分自身を受取人とする手形を発行させて、それに裏書して同商会に譲渡する場合（裏書人）とは、外見上異なるだけで、實質上は同一の行為である。ところでこれら二つの場合を単純に合計すると、レヴァントで裏書と買取とが同時に実行された場合を二重に数えることになるので、重複分を除外する必要がある。しかしこの計算方法はかなり複雑なので、ここでは説明を省略する。ともあれ手形の流通範囲はオスマン帝国とヨーロッパの数カ国に及び、その国際的性格は明らかである。

### Ⅲ. ルー商会と手形引渡経路

これまでの分析では、もっぱら地名の項目を用いてデータを集計し、人名の項目を参照しなかった。それは言わば人間不在の研究であり、特に収集された手形がルー商会の事業に関係する文書であることを考慮せず、事実上匿名の史料として取り扱ってきた。そこで次に必要な作業は、この人名の項目に着目し、ルー商会を中心とする取引関係と信用関係のネットワークを再構成しようと試みることである。ただし人名の集計と分析には、大きな技術的問題が伴っている。手書きで記された人名の判読は時に困難であり、とりわけ振出人の署名は難物である。また例えばイタリア語で作成された手形では、フランス人の名前がイタリア語化されて書かれる場合もあり、判別に注意を要する。そして言うまでもなく、個々の人物調査

はほとんど無限の作業であり、国際的規模のプロソポグラフィは、一人の研究者の能力をはるかに越えている。

図表9は、手形の取組に対するルー商会の関与の仕方を分類している。補足すべき説

図表9：ルー商会の関与の仕方

振出人(自己指図人払)	1
支払人	21
受取人	222
譲受人	145
振出時買取人	0
裏書時買取人	3
無記	30
-----	
合 計	422枚

明は次の二点に関わる。第一に、前述のように、ルー商会自身が振出した手形の写しは保存されていない。唯一の例外は、同商会が自らを受取人に指定し、その手形に裏書した一件のみである。第二に、表中に「無記」とあるのは、ルー商会の名前が手形文面にも裏書にも登場しない場合であり、これはほとんどすべてアムステルダム銀行業者ダヴィド・キュニを受取人または譲受人とする手形である。キュニはルー商会の代理人として、レヴァントからの送金を受取る業務を行っており、受領した手形の写しを確認のために同商会に送ったのである。さてこの表の示す支配的傾向は明らかである。すなわちルー商会は手形の振出側ではなく、引渡側に位置し、しかも買取人ではなく、もっぱら受取人または譲受人の立場にある（「無記」を加えれば全体の94%）。すなわち同商会はレヴァントからの送金を受取る側に立ち、手形の引渡しはすべてこの目的に関わっている。

続いて図表10は、手形に記された人名または商号の総数と、その平均出現頻度を表し、同じ事実を別の観点から裏付けている。すなわち振出人と支払人の

図表10：記載された商号数と平均出現頻度

	商号数	平均頻度
振出人	176	2.4
支払人	172	2.5
受取人	74	5.7
買取人	33	8.5
譲受人	42	8.3

出現頻度は低く、ルー商会と振出手形との偶然的で分散的な関係を表現しているが、これに対して受取人・買取人・譲受人の出現頻度は非常に高く、同商会と引渡手形との継続的で集中的な関係を証言している。つまりルー商会を中心とする手形の引渡経路が、レヴァント為替取引の骨格を形成する。そこでまず、この経路について分析を試みよう。

図表11は、イズミルから発送された引渡手形の主要経路を示す。①のポリ、トルネジ商会、②のエスカロン商会、③のマルタン&ルプール社、カイヨル、キュソン商会またはカイヨル商会、およびドニ・ロラン商会はすべてイズミルの現地代理商であり、ルー商会の取引先として豊富な書簡を残している<sup>15)</sup>。彼

図表11：イズミルで発送される引渡手形の主要経路

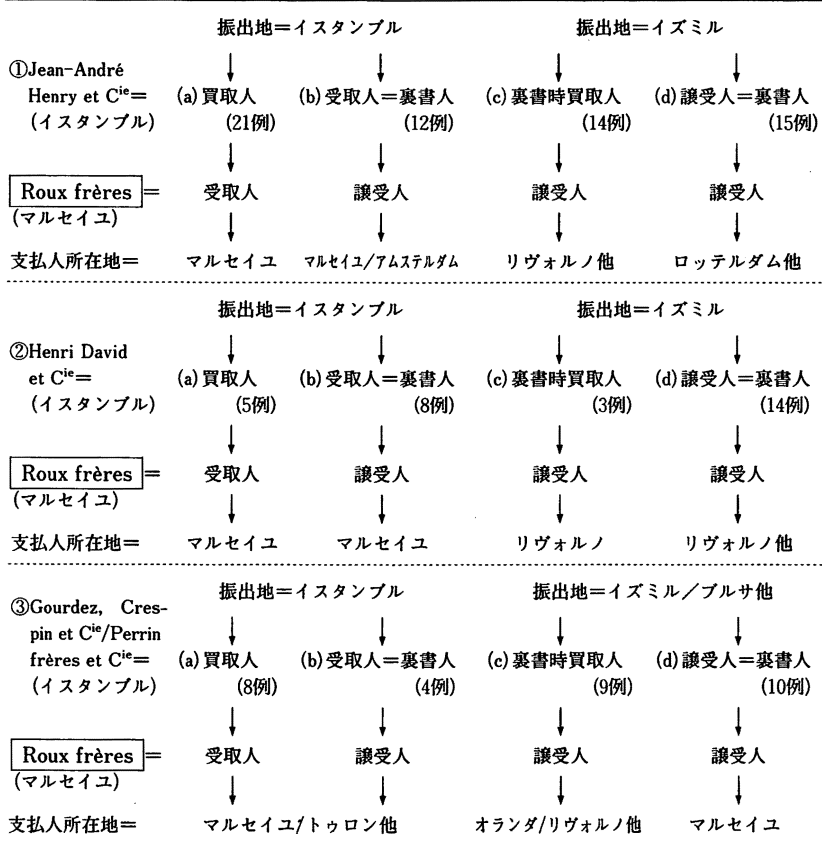
買取人 =	①Porry, Tornezy et C <sup>ie</sup> (77例)	②Escalon et C <sup>ie</sup> (57例)	③Martin et Reboul Cailhol, Cusson & C <sup>ie</sup> Cailhol et C <sup>ie</sup> Denis Rolland et C <sup>ie</sup> (50例)
	↓	↓	↓
受取人/譲受人 =	Roux frères / David Cuny (マルセイユ/アムステルダム)	Roux frères (マルセイユ)	Roux frères (マルセイユ)

らの役割は、イズミルの為替市場で振出された手形を買取り、それをルー商会に送ることにある。この表について補足すべき説明は次のとおりである。まず第一に、大多数の手形は振出時に買取られ、したがってルー商会は受取人になるが、一部は裏書時に買取られ、同商会は譲受人として現われる。第二にポリ、トルネジ商会が取り扱った手形のうち28枚は、アムステルダムのダヴィド・キュニを受取人または譲受人に指定している。第三に各商会の参加は、時期的に限定されている。カイヨル、キュソン商会およびカイヨル商会が1773年から1778年までの間にわずか16枚の手形を買取ったのに対して、ポリ、トルネジ商会の手形買取は1787年に、マルタン&ルプール社のそれは1788年に、エスカロン商会とドニ・ロラン商会のそれは1789年にそれぞれ集中しており、注目すべき発展は最後の数年間に認められる。ともあれ以上の各商会だけで合計184枚、レヴァントで振出された手形の45%を買取っている。なお手形の支払地はアムステルダムとマルセイユが最も多く、リヴォルノとウィーンが残りを占める。

このようにイズミルの代理商による引渡経路は単純明快である。上記①②③の各商会はもっぱら買取人として為替取組に参加し、ごく少数の例外を除けば、受取人や譲受人として関与することはない。ところがこれに対して、イスタンブル在住の代理商の役割はかなり複雑であり、この都市の貨幣市場が、レヴァントとヨーロッパを媒介する中継的機能を果たした事実を証言する。図表12は、比較的多数の手形を取り扱った四つの代理商の実例によって、この機能を示している。まず①ジャン=アンドレ・アンリ商会は、振出時および裏書時買取人、



図表12：イスタンブル市場の中継的役割

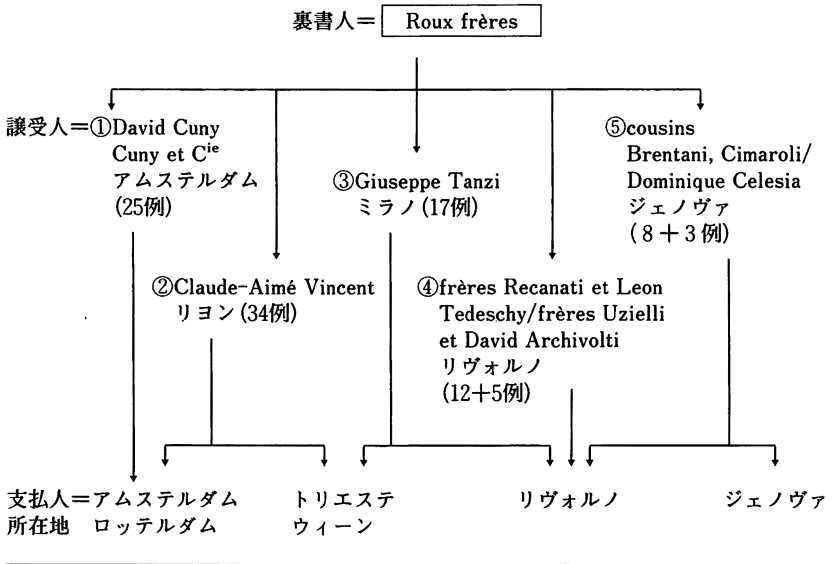


受取人，譲受人のいずれの立場でも登場し，引渡された手形の大部分をルー商会に送付している。取引した手形は合計62枚を数え，しかもその約半数はイズミルを振出地とする手形である。同様に②アンリ・ダヴィド商会は，買取人，受取人，とりわけ譲受人として合計30枚の手形発送に関係している。両者いずれの場合にも，(a)と(b)は事実上同じ操作であり，イスタンブルでマルセイユ宛の手形を組ませて買取する方法である。これに対して(c)と(d)もまた同じ操作であり，イズミルからヨーロッパ諸都市宛に振出された手形を譲り受けて，ルー商

会に転送する方法である。ジャン=アンドレ・アンリ商会の活動は1776年から1787年に及び、アンリ・ダヴィド商会のそれは1780年から1784年にわたる。彼らに加えて、1787年以降は③グルデス、クレスパン商会とペラン兄弟商会とが合わせて31枚を送っている。以上の各商会はすべてルー商会の取引先であり<sup>10</sup>、彼らの取り扱った手形数を合計すれば123枚、全体の30%を占める。

要するにレヴァント市場からの引渡経路は、ルー商会の現地代理商によって構成されるフランス商人のネットワークであり、十社に満たない取引先が、全体の75%に相当する送金を実行している。ダヴィド・キュニに直接送られる場合を除いて、ほとんどすべての手形はルー商会の手元に集められるが、同商会はその約4割に相当する128枚について裏書を残している。そこで次に、ルー商会が指定したヨーロッパ側の譲受人を調査すると、この方面でも特定の取引先への集中傾向が著しく、一都市につき一社が譲渡先として固定される事例が多く見出される。すなわち図表13の示すように、①アムステルダムのダヴィド・キュニとその後継者キュニ商会、②リヨンのクロード=エメ・ヴァンサン、および③ミラノのジュゼッペ・タンツィは、それぞれの都市で譲受人の役割を独占している。これに比べて④リヴォルノの譲渡先はやや分散傾向を示し、その中ではレカナーティ兄弟&レオン・テデスキ社とウツィエッリ兄弟&ダヴィド・アルキヴォルティ社が多くを占める。同様に⑤ジェノヴァの譲渡先は、ブレンターニ、チマローリ従兄弟社とドミニク・チェレジアが相対的に多くの手形を受取っている。ただし彼らが譲受人として登場する時期はかなり限定されており、ダヴィド・キュニ（1788年以後はキュニ商会）の名は1777—1780年および1787—1789年の二つの時期にまたがって現われるが、ヴァンサンとタンツィは1788—1789年に集中して譲渡先になる。またリヴォルノでは1780—1782年にレカナーティ兄弟&テデスキ社、1788—1789年にはウツィエッリ兄弟&アルキヴォルティ社が集中的に現われる。ジェノヴァに至っては、ブレンターニ、チマローリ従兄弟社は1781年10月にまとめて数枚の手形を受取っただけで、その後はまったく登場しない。最後にチェレジアの名前は1789年の間に散見されるのみである。ともあれ以上の各商会は合計104枚、ルー商会の裏書手形の

図表13：ルー商会の指定した主要な譲受人



81%を譲り受けている。彼らはすべて、同商会の親密な取引先であった<sup>17)</sup>。

譲渡された手形の支払人所在地について言えば、キュニはもっぱらアムステルダム宛またはロッテルダム宛手形を受取り、その代金を受領する業務を担当する。なお彼は、この手形代金をルー商会に返済するために、リヴォルノまたはカディスを支払地とする為替手形を新たに振出して、ルー商会に送付している<sup>18)</sup>。これに対してヴァンサンは大部分がオランダ宛、残りの一部はオーストリア宛の手形を受取り、したがって彼の仕事は、これらの手形をリヨンの為替市場で売却することにある。同様にタンツィは、オーストリア宛およびリヴォルノ宛手形をミラノ市場で売却する。ルー商会はオーストリア国内には重要な取引先をもたないので、ウィーンを支払地とする手形代金の回収については、ヴァンサンとタンツィを通じて実行したのである。またミラノ市場での裁定取引を利用した結果、リヴォルノの取引先を譲受人に指定する例は、最後の2年間に減少した。以上に分析した手形の譲渡経路は、レヴァントからの引渡経路

とは異なり、フランス商人間の取引を越えて、より国際的な商業回路に属している。一例を挙げれば、リヴォルノの譲渡先として現われるレカナーティ兄弟は同地のユダヤ商人であり、おそらく共同経営者のレオン・テデスキもそうであろう。この他にもルー商会は、1776—1777年にサルヴァドール&ラッザロー・レカナーティ社 (Salvador et Lazzaro Recanati)、およびもう一つのユダヤ人商会ダニエル・ボンフィル父子社 (Daniel Bonfil et fils) にも裏書している。またこれとは逆に、受取人であるアマリ・ムラリ (Amary Mourally) からイザーク・アベンダーナ (Isach Abendana) へ、この後者からレカナーティへという順序で、リヴォルノのユダヤ商人内部で裏書を重ねた後に、レカナーティがルー商会を譲受人に指定した例もある。リヴォルノの商業・金融界でユダヤ人が支配的地位を占めた事実はよく知られているが<sup>19)</sup>、以上の実例はこれを裏付けている。

しかし手形の引渡経路に位置する人物群は、それがフランス人であると「外国人」であるとを問わず、基本的にルー商会の取引先である商人＝銀行業者から構成される。これに対して手形の振出経路に出現する人物群については、残存する史料から確認できる限りでは、一般にルー商会との関係は稀薄であり、多くの場合にはまったく認められない。彼らはまた別の異なる商業回路に属しているからであり、したがって振出経路の分析は、まだ未知の新しい世界に視野を開くことになる。

#### 〔註〕

- 1) Charles Carrière, *Négociants marseillais au XVIII<sup>e</sup> siècle. Contribution à l'étude des économies maritimes*, 2 tomes, Marseille, 1973, t.II, p. 828-847; Ch. Carrière, Marcel Courdurie, Michel Gutsatz et René Squarzone, *Banque et capitalisme commercial. La lettre de change au XVIII<sup>e</sup> siècle*, Marseille, 1976, "Réflexions imprudentes", p. 185-220.
- 2) 以上の全体的考察の基礎になる文献を、ここにすべて列挙することはできない。さしあたり次のものを参照。Ch. Carrière, *Négociants marseillais*, t.II, p. 794-828, 847-874; Katsumi Fukasawa, *Toilerie et commerce du Levant au XVIII<sup>e</sup> siècle. D'Alep à Marseille*, Paris, 1987, p. 85-94; Paul Butel, "Le négoce international en France au XVIII<sup>e</sup> siècle", in: François Crouzet (dir.), *Le négoce international, XIII<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle*,

Paris, 1989, p. 144-145; Louis Dermigny, *Cargaisons indiennes. Solier et C<sup>e</sup>, 1781-1793*, 2 tomes, Paris, 1959-1960, t.I, p. 122-126.

- 3) Archives de la Chambre de Commerce de Marseille (A. C. C. M. と略記), série L. IX. ルー一族とその文書の概要については、わたくしの前稿「ルー商会文書の為替手形—18世紀金融技術の基礎研究—」(『史淵』131輯, 1994年, 17-45ページ)を参照。
- 4) A. C. C. M., L.IX 69-72. なお為替技術の基礎知識とそれが含む諸問題については、深沢, 前掲論文を参照。本稿では必要な知識を前提として論述を進める。
- 5) Ferréol Rebuffat et Marcel Courdurié, *Marseille et le négoce monétaire international (1785-1790)*, Marseille, 1966.
- 6) M. Courdurié, "La circulation de la lettre de change au XVIII<sup>e</sup> siècle", in: Ch. Carrière et al., *Banque et capitalisme commercial (op. cit.)*, p. 49-71.
- 7) Edhem Eldem, *Le commerce français d'Istanbul au XVIII<sup>e</sup> siècle*, thèse dactyl., Université de Provence, 1988, p. 126-168.
- 8) 深沢, 前掲論文, 23-24ページ参照。
- 9) 主として Pierre Giraudeau, *Le flambeau des comptoirs*, Marseille, 1764, p. 191-197; J. Peuchet, *Dictionnaire universel de la géographie commerçante*, 5 tomes, Paris, 1800, passim; Rebuffat et Courdurié, *op. cit.*, p. 118-121, etc.
- 10) Carrière et al., *Banque et capitalisme commercial*, p. 50 et 193.
- 11) 受取人所在地は為替手形の表面には記載されないが、裏書の発送地を見ればわかる。しかし裏書のない手形については、別の史料を用いて調査しなければならない。現在までのところ, 3人の所在地が不明のままである。
- 12) 裏書をめぐる諸問題については、深沢, 前掲論文, 27-33ページ参照。
- 13) 最後の譲受人の所在地は、手形には記されないので、別の調査が必要である。最も有益なのは、ルー商会文書の書簡目録である。Chambre de Commerce et d'Industrie de Marseille, *Répertoire numérique des Archives*, t. II, p. 95-135.
- 14) 買取人の概念は、今日の為替取組には用いられない。この問題については、深沢, 前掲論文, 32ページ参照。また買取人の所在地も手形には記されないので、前註と同じ方法で調査したが、6件が不明のままである。
- 15) A. C. C. M., L.IX 726-731, 734, 747, 748, 750. なお会社名の表記については、原則として合資会社を「…商会」と訳し、合名会社を「…&…社」と訳す。例外はルー商会の場合であり、同社はこの時代には兄弟4人の合名会社である。
- 16) *Ibid.*, L.IX 707, 709, 710, 712.
- 17) *Ibid.*, L.IX 357-366, 889, 891, 925, 928-929, 936, 977-978.
- 18) Courdurié, *art. cit.*, p. 63; Eldem, *op. cit.*, p. 160 et 231, n.68.
- 19) 自由港リヴォルノは、地中海におけるユダヤ人の「オアシス」として、イベリア半島のセファルディまたは「マラーノ」を筆頭とする多くの亡命者が集まり、彼らの

商業・金融活動の中心地になった。この問題については、Jonathan I. Israel, *European Jewry in the Age of Mercantilism, 1550-1750*, Oxford, 1985, passim.; J. P. Filippini, "La "nation juive" de Livourne et le royaume de France au XVIII<sup>e</sup> siècle", in: Irad Malkin (dir.), *La France et la Méditerranée. Vingt-sept siècles d'interdépendance*, Leiden, 1990, p. 259-271; *Id.*, "Les Sépharades en Méditerranée occidentale", *Histoire, économie et société*, t.XII-n° 3, 1993, p. 345-349. ダニエル・ボンフィルとサルヴァドール&ラッザエロ・レカナーティの名前は、早くも1728年の文書中に現われる。Filippini, "La nation juive" (art. cit.), p. 268, n.35. この後者とルー商会との取引関係もまた、1729年から1784年の長期にわたっている。

〔付記〕 本稿は、平成6年度科学研究費補助金・一般研究(B)「18世紀ヨーロッパ商業実務書類の基礎研究」(課題番号06451068 研究代表者:深沢克己), および村田学術振興財団・平成6年度研究者海外派遣援助「地理=歴史学的観点に基づくフランス港湾都市の類型学的研究」(派遣研究者:深沢克己)の研究成果の一部である。